

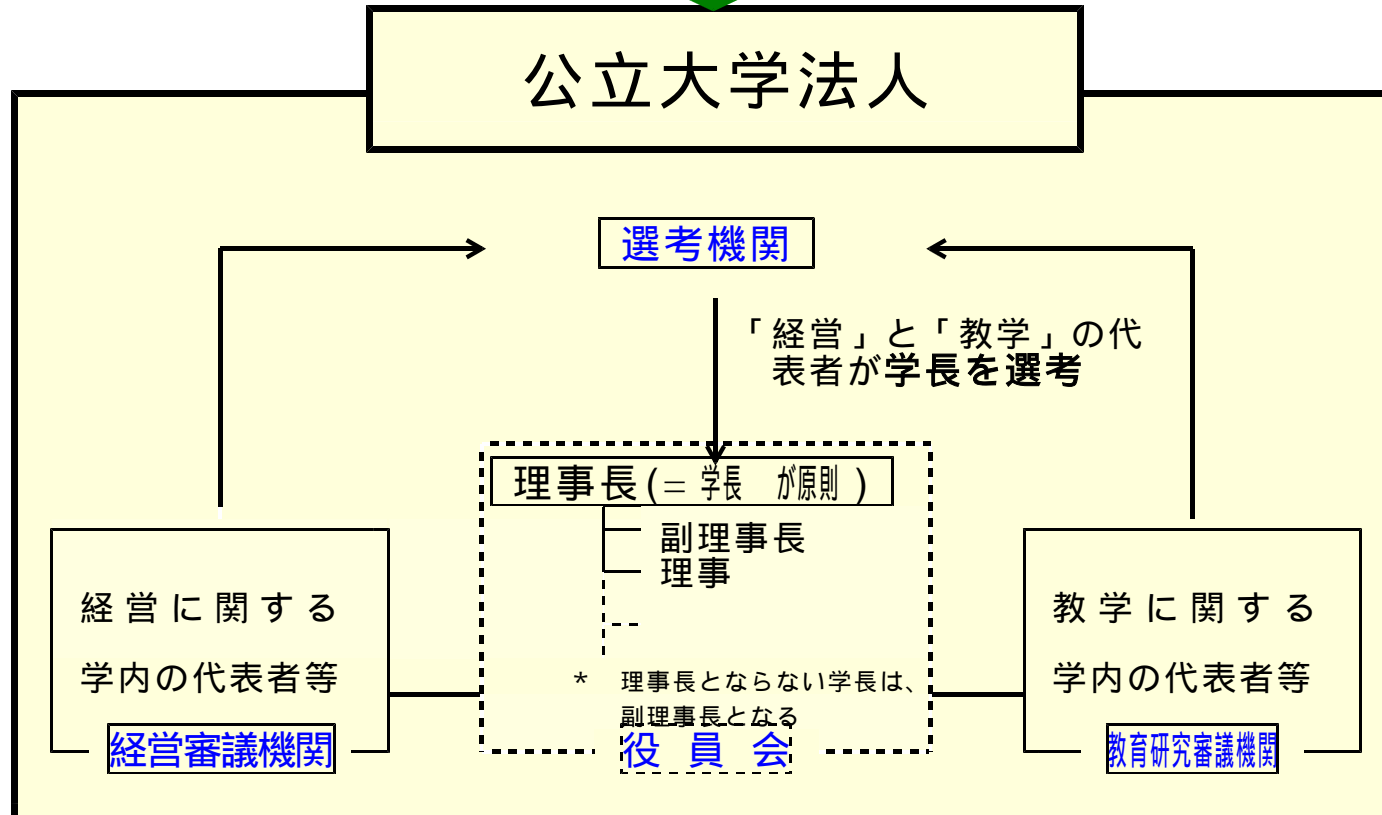
公立大学法人の仕組み

情報公開・第三者評価

自主性・自律性をより発揮して活性化

第三者評価を資源配分に反映

幹部事務職員を含め、人事は理事長（及び学長）の権限



非公務員型

弾力的な人事システム
産学官連携等を推進
外国人を幹部に登用 など

平成16年度から地方公共団体の選択により、法人化可能

* 「役員会」は、地方公共団体の判断（定款に規定）等で設置可能